

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

24. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えている現状を早急に改善してください。

② 居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、利用を認めてください。また通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

（回答）

○ 居宅介護サービスにおける通院等介助については、病院等への通院や官公署、指定相談支援事業所等が対象とされており、営業活動など経済活動に係る外出や、通年かつ長期にわたる外出は対象外となります。

○ 入院時については、国の通知により、入院患者の看護や療養上の世話は、医療機関の看護師や看護補助者が行うこととされており、基本的に家庭で家事援助や身体介護を行うホームヘルプサービスの派遣対象として認められておりません。

○ 大阪府においては、障がいがある患者等のニーズに応じた介護サービスを提供できるよう、制度の改善を国に要望しています。

○ 育児については、育児をする親が十分に子供の世話ができない場合の「育児支援」として、家事援助における支援対象となる場合がありますので、個別に市町村にお問い合わせください。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

24. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えている現状を早急に改善してください。

③ 障害者が入院した際、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえない介護は、（医師の求めにより）福祉制度のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。

（回答）

○ 入院時における居宅介護サービスについては、国の通知により、入院患者の看護や療養上の世話は、医療機関の看護師や看護補助者が行うこととされており、基本的に、家庭で家事援助や身体介護を行うホームヘルプサービスの派遣対象として認められていません。

○ 大阪府においては、障がいがある患者等のニーズに応じた介護サービスを提供できるよう、制度の改善を国に要望しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

25. 職員処遇改善や報酬の改善について国に粘り強く要望をあげてください。

- ② 報酬改定については福祉の向上に資する内容であったかを検証し、改善が必要な際には3年を待たずに即時改定する等迅速に対応するよう国に求めてください。

（回答）

- 大阪府においては、報酬改定に伴う課題等について、様々な機会を通じ、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、必要な場合は、制度の改善等を国に要望してきたところです。
- 今後とも、利用者が適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

29. 重度訪問介護の充実を図ってください。

- ② 病院での重度訪問介護利用について、「ニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援」となっていますが、当事者が入院中も安心して生活でき、付き添う家族負担が軽減できるように、例えば水分補給、ナースコール、寝返り、テレビやスマホ等の操作の補助など、見守りも認めてください。

（回答）

- 令和6年4月の報酬改定において、入院中の重度訪問介護の利用者が、障がい支援区分4まで拡充されましたが、支援内容は、利用者のニーズを医療従事者へ伝達する「意思疎通」等とされており、床ずれを防ぐための体位交換や食事等の介護といった直接支援は医療従事者が行うため、重度訪問介護のヘルパーは行わないこととされています。
- しかし、体位交換や食事等の介護は、利用者ごとに方法が異なり、これまで日常的に行っていて利用者の状態等を熟知しているヘルパーが実施することが望ましいと考えられるため、自宅でヘルパーから受けられる支援と同内容の直接支援を入院時も受けることができるよう、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

29. 重度訪問介護の充実を図ってください。

- ③ 重度訪問介護の利用者が遠方の病院に入院（障害に関わる病院または配慮のある専門病院に入院する場合など）した際、行きと帰りのヘルパーの拘束時間については報酬（例えば移動介護加算等）がサービス提供事業所に支払われるように国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の施策を検討してください。

（回答）

- 令和6年4月の報酬改定において、入院中の重度訪問介護の利用者が、障がい支援区分4まで拡充されたところですが、利用者が入院する病院までのヘルパーの行き帰りの時間については、利用者へのサービス提供をしていないため、報酬算定できません。
- ご要望の府独自の制度創設は困難ですが、重度訪問介護サービスの充実については、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

33. 2024 年 4 月の報酬改定によって、「就労継続支援 B 型事業」では平均工賃 15000 円未満の基本報酬が全て減額されました。泉州聴覚障害者センターなんなんや北摂聴覚障害者センターほくほくは、障害の重い重複のなかまや高齢のなかまを受け入れているため、平均工賃 15000 円以上を確保することは難しい状況です。障害の重い重複のなかまや高齢のなかまの支援のためには、通常よりも多い職員が必要ですが、施設への報酬が大幅に引き下げられることは、逆に必要な職員が配置できず、支援の質を引き下げることにつながります。「就労継続支援 B 型事業」の報酬単価については、昨年と同じ水準の報酬を保障するよう国に強く要望してください。

（回答）

- 令和 6 年 4 月の報酬改定においては、就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引き上げ、低い区分の基本報酬の単価は引き下げられました。
- 一方、事業所の中には、障がい特性等により利用日数が少ない方を受け入れる場合があることを踏まえ、基本報酬を算定する際の平均工賃月額の算定方法について、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入されるとともに、多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置 6：1 の報酬体系が創設されました。
- 大阪府においては、報酬改定に伴う課題等について、様々な機会を通じ、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、制度の改善等について、必要に応じて、国へ要望してきたところです。
- 今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

○ また、大阪府工賃向上計画支援事業において、大阪府共同受注窓口の運営や工賃向上に関するセミナーなどを通じて、事業所の工賃向上について引き続き支援をしてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 障害福祉室 自立支援課 (傍線部)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

36. グループホーム制度を拡充してください。

- ① 2024 度の年報酬改定ではグループホームの基本報酬は区分 5 以下が大きく下げられました。このままでは重度高齢化に対応した支援の見通しが立てられません。日割り報酬ではなく、月額報酬にするとともに、全区分の基本報酬を大幅に引き上げるよう国に求めてください。グループホームは週末の帰省や病気等で利用者がいない時でも職員の配置は必ず必要です。グループホームは、殆どが小規模で運営への影響も大きいので、早急に改善を図ってください。

（回答）

- 大阪府においては、報酬改定に伴う課題等について、様々な機会を通じ、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、制度の改善等について、必要に応じて、国へ要望してきたところです。
- 今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

36. グループホーム制度を拡充してください。

- ③ 高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わずホームでの日中支援が必要です。その上、複数職員での対応が必要なホームも増えています。「日中支援加算」については、平日に通所事業所を休んで支援した日だけしか加算が付きません。祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算が適用されるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

（回答）

- ご要望の府独自の補助は困難ですが、日中支援加算（Ⅰ）の祝日・休日等の算定や日中支援加算（Ⅱ）の初日から加算の対象とすることについては、これまでも国に要望してきところです。
- 日中支援加算（Ⅱ）については、令和6年4月の報酬改定において、支援を提供した初日から加算の対象となりました。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

36. グループホーム制度を拡充してください。

④ グループホームの夜間に、複数職員が配置できるよう国に働きかけてください。また夜間 1 対 1 の支援が必要な人への夜間支援加算をもうけるよう国に働きかけてください。

（回答）

○ グループホームを始めとする障がい福祉サービスは、全国一律の制度であり、国において検討すべき課題であることから、これまでも国に対し様々な要望を行ってきたところであり、今後も必要に応じて、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

36. グループホーム制度を拡充してください。

- ⑤ 「日中サービス支援型グループホーム」について、重度の利用者を支援するには夜間支援の報酬が少ないことなどその改善を国に働きかけてください。また、「日中サービス支援型グループホーム」だけでなく、「介護サービス包括型」においても、高齢化・重症化に対応できるよう報酬制度の充実・見直しを国に働きかけてください。

（回答）

- 令和6年4月の報酬改定において、強度行動障がいをもつ障がい者の受入体制の強化が図られたところです。
- グループホームが、障がい者の高齢化・重度化に対応できるよう、大阪府として、日中支援加算の拡充や重度障がい者支援加算の要件緩和等について引き続き、要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

36. グループホーム制度を拡充してください。

⑥ グループホームで暮らす障害者の通院・入院への支援が行えるようにしてください。グループホーム入居者の通院介助については「月2回が限度」ですが、高齢になって複数の病院に通院が必要な人も増えていることを踏まえ通院回数と時間を増やしてください。また、通院介助は、慢性疾患の定期通院のみになっているので、緊急の通院には利用出来ない制度となっています。ホームの職員が通院支援する場合にも使える加算を作り、緊急時の対応ができるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

（回答）

- 令和6年4月の報酬改定において、事業所に置くべき世話人及び生活支援員を超えて従業者を配置しているグループホームを評価する「人員配置体制加算」が新たに創設されたところです。
- ご要望の府独自の補助は困難ですが、利用者の実情に応じて、月2回を限度とする「通院等介助」の利用制限を緩和するよう、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

36. グループホーム制度を拡充してください。

- ⑦ グループホーム内での個別でのヘルパー利用については、利用者への専門的な支援とともに、複数の支援を入れることで、支援の客観性が保たれる利点があります。また、利用者の個別の課題にも対応できる支援です。現在の特例の経過措置ではなく、必要な人にはサービス提供を継続できるように制度を恒久化してください。

（回答）

- 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについては、今回の報酬改定で、令和9年3月31日まで延長されたところです。
- 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を恒久的なものとするよう、関係都道府県とも連携し、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

36. グループホーム制度を拡充してください。

⑧ 「民泊問題」や「消防法改正」以降、大阪府内でもマンション等を利用したグループホームの利用を拒否する動きが表面化しています。本来「グループホームは住まいの場」であり、マンション等でも安心してグループホームを利用した暮らしを続けていけるよう、大阪府としても、何らかの対策を講じてください。

（回答）

○ 障がい者が住み慣れた生活の場で引き続き安全に暮らしていけるよう、厚生労働省から消防法令を所管している総務省に対し、施設等とは異なる障がい者グループホームの実情を伝えた上で小規模なグループホームに見合った形での消防法令の見直しを働きかけるよう要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

36. グループホーム制度を拡充してください。

⑨ 大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な対策を講じてください。

（回答）

○ グループホームの拡充に向けては、人材の確保及び育成は重要な課題の一つであり、人員配置基準や報酬額の改善を国に要望するとともに、世話人等への研修を実施しています。

○ また、国庫補助事業を活用し、令和元年度よりグループホーム等の事業所に対して、ロボットやＩＣＴ機器の導入費用を助成しており、職員の負担軽減や労働環境の改善を図る事業所を支援しているところです。

○ 府は「第５次大阪府障がい者計画」において、人材の確保と育成にむけ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の３つのアプローチによりオール大阪で取組を進めていくと示しており、今後、障がい福祉分野における「参入促進」について検討を進めるとともに、府の障がい福祉サービスが安定的に提供されるよう、引き続き取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

36. グループホーム制度を拡充してください。

- ⑩ グループホーム開設のための土地購入・建設補助、大幅改修費への大阪府独自の補助を行ってください。また、開設にあたって、地域の了解を事業者にもゆだねるだけでなく、もよりの市町村も積極的に地域への理解を広げるよう指導してください。昨年度、大阪府は重度化対応の為に施設整備・修繕に補助(最大 180 万円)を行いましたが、今年度以降も引き続き補助制度を整備拡張してください。その際には、スプリンクラーや介護浴槽等も対象に認めてください。

（回答）

- グループホームの施設整備費（新築）につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」として、国と府の補助額を合わせて共同生活住居（定員 4 人～10 人）あたり 30,700 千円を上限とする補助があります。なお、一定の補助要件がありますので、法人等施設の設置者からご相談ください。
- 府独自の補助は困難ですが、公営住宅やUR賃貸住宅、公社賃貸住宅の活用など、関係機関と連携を図りながら、引き続き、グループホームの設置促進に取り組んでまいります。
- また、府独自事業である「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」については、重度障がい者の地域移行をより推進していくことを目的とし、床や壁の防音工事やクッション性の高い材質への改修など、障がい特性に応じた居室等の改修に係る工事費等を対象としています。今後のニーズを踏まえ、引き続き、予算の確保に努めてまいります。
- 障がい者の暮らしの場であるグループホームを地域住民に理解してもらうことは重要であることから、グループホームの役割やそこでの暮らしの様子などを紹介したチラシを作成し、公表しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

36. グループホーム制度を拡充してください。

- ⑪ 国が提案している、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援については、「通過型グループホーム」の新設ありきではなく、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援の機能強化や現行制度の拡充を検討するよう国に働きかけてください。

（回答）

- 大阪府においては、障がい者が地域で自立した生活を営むため、暮らしの場であるグループホームの役割が重要と認識しており、今後も、グループホームの拡充のために必要な施策について、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

36. グループホーム制度を拡充してください。

- ⑫ 2021 年報酬改定において、夜間支援加算の「巡回型」が新たにできましたが、深夜に複数の共同生活住居を小刻みに巡回するという非常に厳しい労働条件の制度となっています。夜間に複数の職員をしっかりと配置できる制度にするよう国に働きかけてください。また、夜間 1 対 1 の支援が必要な人への夜間支援加算を新たにもうけるよう国に働きかけてください。

（回答）

- 夜間支援体制加算につきましては、令和 3 年度の報酬改定において、手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間が取得できるように、住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する加算が創設されました。
- 先の報酬改定で見直された加算の評価が適切に行われ、重度障がい者へのケアが充実したものとなるよう、引き続き、国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

40.「大阪府読書バリアフリー計画」および「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、府内各市町村において、点字図書価格差保障制度を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付するよう各市町村に働きかけてください。とりわけ、今年創刊 102 年を迎えた日本で唯一の週刊点字新聞「点字毎日」（点字版）に加え、大阪市が実施している「電子版」（点字データ版）や（点字版）、読者が加齢により手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、「点字毎日」（音声版）を給付するよう働きかけてください。

（回答）

- 「点字図書価格差保障制度」については、平成 4 年から平成 18 年まで実施されていた点字図書が墨字の本の価格で購入できるという国制度であり、既に廃止されております。
- 現在の点字図書の購入に対する公費助成は市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の情報・意志疎通支援用具に位置付けられ、実施主体である市町村により、地域の実情や支援の必要性等を踏まえて支給決定されることとなっております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

45. 入院時コミュニケーション支援事業を改善・拡充してください。

①対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解も得られるよう制度の周知・徹底を図ってください。

（回答）

○ 入院時の意思疎通支援については、平成 28 年 6 月 28 日付け障企発 0628 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」（以下「国通知」という。）において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されていることから、意思疎通支援事業の対象とされています。

○ 意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第 77 条により地域生活支援事業として、市町村が実施することとされており、重度障がい者等の入院時の意思疎通支援についても対象であり、事業の実施主体である市町村において、地域の実情や支援の必要性等を踏まえ実施の判断をされているところです。

○ 大阪府においては、市町村に対し従前より国通知の周知等を行っておりますが、引き続き実施してまいります。

○ 入院時のコミュニケーション支援の制度については、引き続き、医療機関への立入検査等の機会をとらえて、周知に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

48. デフリンピックの認知度を高めるため、大阪府として府民、企業等に対してデフリンピックの啓発に取り組みデフスポーツの普及発展を図ってください。

（回答）

- 大阪府においては、従前よりデフリンピックに出場する大阪府ゆかりの選手に対し、大会前の壮行会において、知事から激励のことはお送りし、また、成績優秀者には感動大阪大賞、感動大阪賞といった知事賞詞の贈呈式を行っていたところです。なお、その際には報道提供を行い、大会の功績ほか広く周知に努めていたところです。
- デフリンピックについては、障がい者スポーツの関係団体や、庁内のスポーツ関係課と連携した、ポスターの掲示や、チラシの配付に協力するほか、各種イベント等を活用し、普及活動への協力に努めています。
- デフスポーツを含め障がい者スポーツについて、今後とも少しでも多くの方に知っていただくよう、引き続き努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

57. 大阪府各部局および各市町村から視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に内容物の表題と担当部署名および連絡先電話番号（固定電話番号）を必ず点字と拡大文字で記入するとともに、夫婦いずれもが視覚障害者の場合は受取人の氏名も点字と拡大文字で記載するよう合理的配慮の立場から各部局および各市町村に指導・周知してください。

（回答）

○ 日常生活を行うにあたり、情報を得たり、自分の意思を発信したりすることは、必要不可欠です。視覚障がいがあり、視覚による情報の取得が困難な場合には、点字や拡大文字による情報保障が重要と認識しています。

また、「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」にも、「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」と規定されています。

○ 大阪府では、任命権者ごとに障がい者差別解消に関する職員対応要領を定めており、「職員対応に係る留意事項」の中で、「合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例」として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる」等を記載しております。

今後とも、府職員に対する障がい特性や合理的配慮に関する周知や研修を実施し、適切に対応できるよう、職員研修の実施に取り組んでまいります。

○ また、市町村に対しては、研修や啓発資料などで、視覚障がいを含め、各障がい特性に合わせた情報保障について事例を紹介すること等により、適切な対応が行われるよう周知を図ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

62. 交通運賃割引の対象者を拡大するよう国及び関係機関に強く働きかけてください。

（回答）

- 公共交通機関における障がい者割引制度は、日常生活において公共交通機関を利用される障がい者の方に対して、自立と社会参加を促進する、重要な意義を有するものであると考えております。
- 電車、バス等の運賃割引及び有料道路通行料金の割引につきましては、各交通事業者で独自に実施されており、重度障がい者となる第1種障がい者と第2種障がい者に対する割引の内容は異なります。
- 鉄道事業者においては、JR 旅客6社と大手私鉄 16 社において精神障がい者割引の導入が公表されたところです。
また、その他の公共交通機関においても一定の進捗が見られておりますが、障がい種別や障がい程度により割引内容が異なることや、未だ精神障がい者割引を導入していない事業者もあることから、引き続き、制度の見直しや拡大について事業者や国等に働きかけてまいります。

（回答部局室課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<医療>

72. ろう高齢者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。

③各医療機関と市町村が連携して、手話を必要とする障害者の入・通院に際して市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。

（回答）

○ 入・通院にかかる手話通訳等の意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第 77 条において、市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられております。

○ なお、入院時の意思疎通支援については、平成 28 年 6 月 28 日付け障企発 0628 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されていることから、市町村に対して周知を行っているところです。

また、医療機関に対しては、医療関係団体を通じ、合理的配慮の提供について周知を行っているところです。

○ 大阪府としては、引き続き、市町村に対し国通知の周知等を行い働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。